

栃木県警察監察規程

平成12年5月24日

栃木県警察本部訓令乙第14号

栃木県警察監察規程(平成十年栃木県警察本部訓令乙第七号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この訓令は、警察の組織的かつ効率的な運営及び警察規律の振粛に資するため、栃木県警察が行う監察について必要な事項を定めることを目的とする。

(監察実施者等)

第二条 監察実施者は、警務部参事官兼首席監察官(以下「首席監察官」という。)、警務部監察課長(以下「監察課長」という。)及び警務部監察官とする。

2 首席監察官は、監察を実施するために必要があるときは、警務部監察課又は関係する所属の職員の中から監察補佐官を指名することができる。

3 監察管理官及び監察補佐官は、監察実施者の指揮を受け、監察に従事するものとする。

(監察の種類)

第三条 監察は、業務監察及び服務監察とし、それぞれ次に掲げる監察を行うものとする。

一 業務運営の実態又は服務に関して総合的かつ具体的に把握するために行う監察

二 特別の事情がある場合における業務上又は服務上の問題点を把握するための監察

三 特に命を受け、特定の業務上又は服務上の問題点を把握するための監察

(監察計画)

第四条 首席監察官は、毎年二月末日までに、翌年度の前条第一号に掲げる監察(以下「総合監察」という。)及び第二号に掲げる監察(以下「随時監察」という。)を行うための計画(以下「監察実施計画」という。)を作成し、警察本部長(以下「本部長」という。)に報告しなければならない。この場合において、本部長は、年度開始前に当該実施計画を栃木県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に報告するものとする。

2 監察実施計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 監察の種類

二 監察の時期

- 三 監察の実施項目
- 四 監察対象部署
- 五 監察の実施要領
- 六 監察対象部署において準備すべき書類
- 七 その他必要な書類

(総合監察の事前通知)

第五条 首席監察官は、総合監察を実施しようとする場合は、各警察署長に対して総合監察を実施しようとする日の十日前までに、前条各号に掲げる事項を通知するものとする。

(監察の実施)

第六条 監察実施者は、監察実施計画に従い、総合監察及び随時監察を行うほか、本部長が、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため特に必要があると認めるときは、速やかに、第三条第三号に掲げる監察(以下「特別監察」という。)を行うものとする。

- 2 各部長及び所属長は、監察実施者が円滑にその事務を処理できるよう、協力しなければならない。

(監察実施上の留意事項)

第七条 監察実施者、監察管理官及び監察補佐官は、監察の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 一 厳正かつ公平を旨とすること。
- 二 書類審査及び事情聴取のみにとどまらず、実地調査等により実態の把握に努めること。
- 三 非違を摘発するのみでなく、必要な指導及び教養を行うとともに、優良な者又は善行のある者の発見に努めること。
- 四 警察職員の建設的な意見及び要望については、これを積極的に聴取するとともに、必要な上申等を行うこと。
- 五 監察対象部署の通常執務に支障を及ぼさないよう配慮すること。
- 六 保秘に注意すること。
- 七 関係者の人権に配慮すること。

(監察実施者に対する資料の提出等)

第八条 監察実施者は、職務遂行上必要と認められるときは、関係所属長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(監察結果の報告等)

第九条 監察実施者は、監察を終了したときは、速やかに、その結果を、本部長に

報告するとともに、監察対象部署の長に通知するものとする。

- 2 本部長は、前項の報告の内容を取りまとめ、当該報告に係る監察を行った四半期に属する最終月の翌月末日までに公安委員会に報告するものとする。
この場合において、本部長は、随時監察又は特別監察の報告内容について特に必要があると認めるときは、その都度、公安委員会に報告するものとする。

(監察結果に基づく措置)

第十条 前条第一項の通知を受けた所属長は、業務の改善等必要な措置を講じて、その結果を監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十一条 監察実施者、監察管理官及び監察補佐官並びにこれらの職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(所属長の報告義務等)

第十二条 所属長は、警察職員の服務若しくは身上又は警察運営に関する風評、批判、投書等を認知したときは、直ちに、その内容を監察課長を経由して本部長に報告するとともに、実情を調査しなければならない。

- 2 所属長は、所掌事務に関する通達、資料等で監察事務の参考となるものがあるときは、監察課長にこれを回覧し、又はその写しを送付するものとする。